

令和5年5月2日

西宮市立保育所における新型コロナウイルス感染症への対応変更について（5月8日運用変更）

西宮市保育所事業課長

平素は保育所での新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

5月8日から「新型コロナウイルス感染症」の感染症法上の位置付けが、「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に緩和されます。5類移行に伴い新型コロナウイルス感染症への対応は下記のとおりとしますのでご確認よろしくお願いたします。

【 5月8日以降の運用 】

○ 療養期間のめやすについて

新型コロナウイルスに感染したお子様は、発症後5日間を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に6日目から登所を可能とします。

ただし10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、引き続き検温などの健康状態の確認や、手洗い、消毒、換気等の感染予防策を徹底してください。

○ マスクの取扱い

- ・ **お子様**は、従来どおり**マスク着用を求めません**。また、感染不安から引き続きマスクの着用を希望する場合は、任意で着用いただいて差し支えございません。
- ・ **保護者の皆様**は、従来どおり個人の主体的な判断を尊重するため**任意**です。ただし、感染状況によっては、密になる場面でのマスク着用をお願いする場合がございます。
- ・ **職員**のマスク着用は**任意**とします。ただし、感染状況によっては、お子様への感染リスク、保護者様の就労への影響、業務の継続等を考慮し、職員がマスクを着用することがございます。

○ 登所前の検温について

引き続き、登所前にお子様の体温を計測し、発熱や呼吸器症状がある場合は登所を控えるようお願いします。

なお、この対応については、感染状況や国からの通知等を踏まえ、今後も変更する場合がありますのであらかじめご承知おきください。